

3 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設の防災対策の取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管下社会福祉施設等に指導願うとともに、特に指導監査等に当たっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ① 火災発生の未然防止
- ② 火災発生時の早期通報・連絡
- ③ 初期消火対策
- ④ 夜間防火管理体制
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ① 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ② 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社援第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

(2) 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成7年3月30日社援施第76号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに福祉基盤課に報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

4 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

(1) 福祉サービス第三者評価事業

ア 全国の推進組織の整備

(ア) 「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」について

全社協に「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」を設置し、平成13年5月15日付け社援発第880号「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」において示した第三者評価基準の見直し、都道府県における推進組織のあり方等について研究中であり、平成15年度内に研究結果をとりまとめる予定としている。

(イ) 評価事業者普及協議会及び評価基準等委員会の設置

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図ることを目的として、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に、評価事業普及協議会及び評価基準等委員会を設置することとしている。

評価事業普及協議会及び評価基準等委員会は、同事業の円滑かつ適切な普及・啓発を目的とするものであり、同事業の全国の推進組織の中核として重要な役割を果たすものである。

(ウ) 今後のスケジュールについて

(ア) における研究結果がとりまとめられた後、平成16年4月を目途に新たな指針（別添資料参照）を通知する予定であり、指針通知後、全社協において、都道府県推進組織等を構成員とする評価事業普及協議会を開催し、指針の内容、今後の取組方針及びスケジュール等について説明を行うこととしているので、各都道府県推進組織又は各都道府県の担当者の出席を願いたい。

イ 都道府県の推進組織の整備

(ア) 都道府県推進組織等について

新たな指針案の内容は、別添資料のとおりであるが、

- ① 都道府県における第三者評価事業の推進組織として、各都道府県に一つに限り都道府県推進組織を設置すること
 - ② 都道府県推進組織には、第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定及び評価調査者養成研修の実施等を行うこと
 - ③ 措置費の弾力的な運用に当たり、指針に基づく第三者評価の受審・結果の公表を要件の一つとすること
- などが、盛り込まれている。

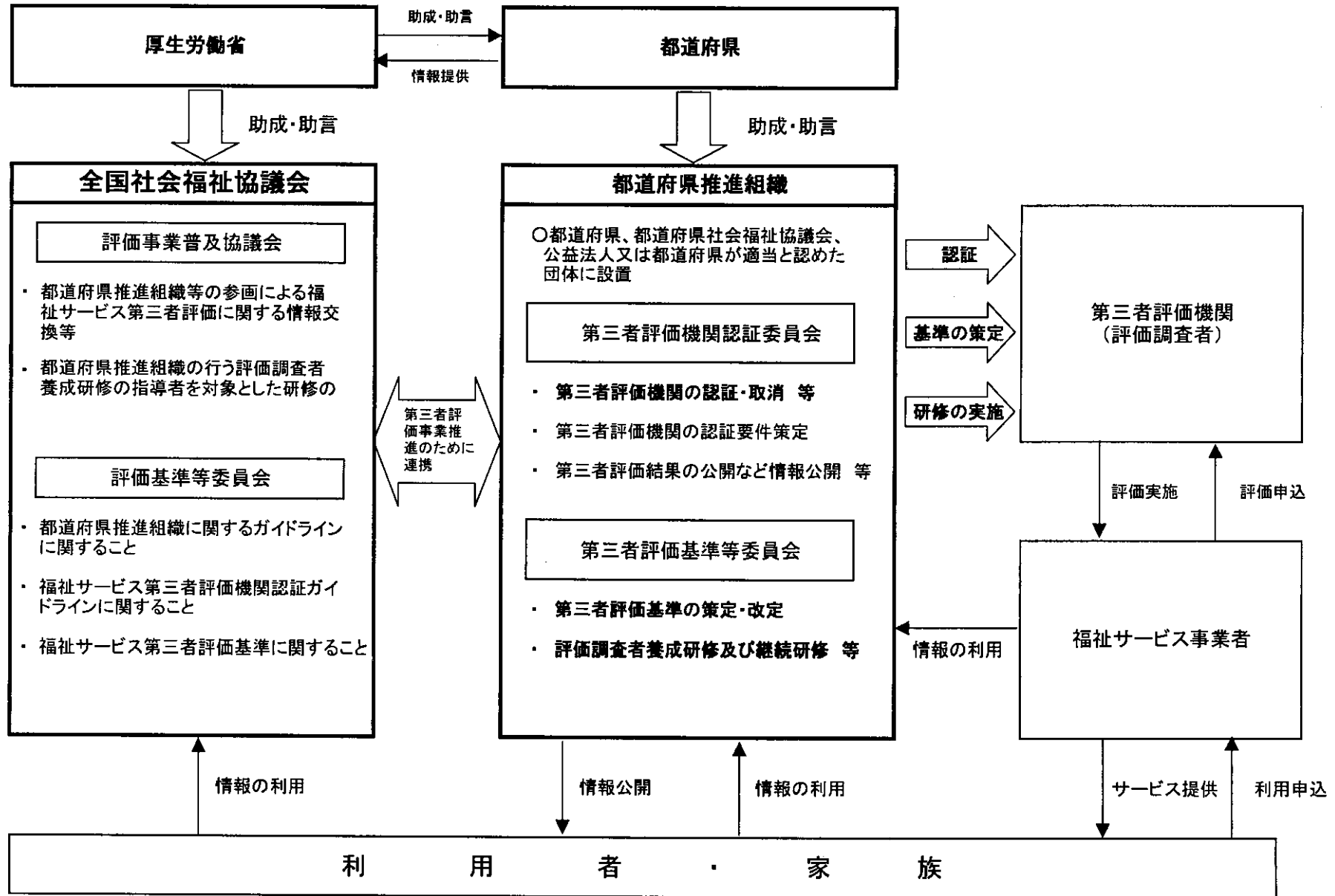
(イ) 第三者評価機関育成支援事業について

各都道府県におかれては、新たな指針案の内容を踏まえ、都道府県推進組織等の体制整備に早急に取り組んでいただきたい。

なお、都道府県推進組織等の体制整備を支援する事業として、第三者評価機関育成支援事業を実施しているところであるが、平成15年度は11都道府県が実施するに止まっており、実施状況が低調である。当該事業は、3ヵ年限り（平成15年度～平成17年度）の事業であることを踏まえ、有効に活用願いたい。

なお、予算の執行に当たっては、上記観点に鑑み、都道府県推進組織の立上げ及び評価調査者養成研修など、基盤整備に重点をおいて補助することとするのでご了承願いたい。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制(案)



(2) 福祉サービスに関する苦情解決事業

ア 事業者段階における苦情解決体制

社会福祉事業の事業者段階における苦情解決体制については、社会福祉法第82条及び最低基準に利用者等からの苦情へ対応について規定するとともに、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」（以下この項において「通知」という。）を示しているところであり、措置費においても第三者委員会開催経費を計上しているところである。

しかしながら、参考資料「事業者段階における苦情解決の取組状況」を見ると、例えば苦情受付窓口の設置率は全体で64.5%、そのうち私営施設76.5%、公営施設43.5%となっており特に公営施設の設置率が低い状況にあるなど、苦情解決のための体制整備は十分ではない。

については、制度の重要性を再認識するとともに、管内社会福祉施設に対し苦情受付窓口の設置、苦情解決責任者の設置及び第三者委員の設置など、利用者等からの苦情の適切な解決が行える体制を整備できるよう、指導、助言等の徹底をお願いしたい。

なお、第三者委員の設置については、今後、措置費の弾力運用の要件の一つとすることに、留意されたい。

イ 運営適正化委員会の設置

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、社会福祉法第83条の規定により都道府県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設置し運営費を補助しているところであるが、その運営状況をみると

- ① 事務局職員について、局務に専従するものとしているにも関わらず、他の業務と兼務する職員が配置されている
- ② 苦情解決合議体の開催については、年間2、3回の開催しかなく、等々の状況が見受けられる。

については、苦情処理の重要性に鑑み、運営適正化委員会の適正かつ迅速な事務の執行について都道府県社会福祉協議会に対する指導の徹底をお願いしたい。

さらに、社会福祉事業の経営者等に対して行う研修会及び巡回指導等の機会を通じての苦情解決の体制整備に係る指導、助言等についても、併せて指導の徹底をお願いしたい。

予算の執行に当たっては、このような観点での事業運営に着目し補助することとしており、具体的な補助方針は、今年度末に国庫補助協議の依頼と併せて示す予定であるのでご了承願いたい。

また、14年度決算において、2ヶ月に1回以上開催することとしている苦情解決合議体について、その開催回数を3回ないし4回に減じたことにより、国庫補助金を返還している県がみられるが、利用者保護といった当該事業の重要性に鑑み、このような事態には今後、厳正に対処していくこととする。

(3) 福祉経営指導事業

利用者本位のサービスの提供や効率的経営を支援することを目的とした当該事業の果たすべき役割は大きく、経営全般についてあらゆる側面から指導・助言できる経営指導員の選任が必要である。

しかしながら、経営指導員の配置状況をみると、行政OB等の特定の分野にかたよった状況がみられ、また活動状況等から事業の趣旨に照らし十分な支援がなされていない懸念がある。

(専任経営指導員の配置状況)

施設長等経験者	金融機関出身者等	行政OB（社会福祉行政、県社協OB等）
9.0%	14.9%	76.1%

については、事業本来の目的に沿った運営を行うため、利用者本位のサービスの提供や社会福祉施設の効率的経営を図るべく指導をお願いする。

なお、具体的な補助方針については、国庫補助協議の依頼の際に示す予定であるが、上記のような視点が反映された多様な経営指導員の配置等に着目して補助することとしているのでご了承願いたい。

5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構は、特殊法人等改革により社会福祉・医療事業団の事業を承継して平成15年10月1日に設立された独立行政法人である。

独立行政法人の業務運営は、効率的かつ効果的に、透明性及び自主性をもって行うことが求められているところである。

また、機構の中期目標及び中期計画においても、サービスの向上、経費の節減、情報の開示等を適切に行うこととしているため、機構の業務運営について、一層のご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業

ア 平成16年度予算(案)における貸付規模

(ア) 貸付契約額	4,538億円
(うち福祉貸付)	1,873億円)
(イ) 資金交付額	4,318億円
(うち福祉貸付)	1,770億円)
① 財政融資資金	3,467億円
② 自己資金	851億円

イ 福祉貸付事業における条件の改定等について

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革、利子補給金の増加等厳しさを増してきており、その中で政策上必要な施設整備のための貸付原資、利子補給財源の確保を図り、独立行政法人としての使命を果たすため、特例措置等の見直し等の条件の改定を行うこととしている。

ただし、施設整備への影響が特に大きなもの等については、1年の猶予期間を置いて平成17年度以降実施することとしている。

(ア) 平成16年度における条件の改定

① 被虐待児童の受入体制を整備するための特例措置の延長

個別処遇、心理療法、小グループ単位での生活又は親子訓練のためスペースを確保するための児童養護施設等の改築等、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターを新設するための整備のための資金の貸付に係る無利子貸付及び元本の一部償還免除等の特例措置の期間は、平成15年度までとされていたが、元本の一部償還免除を除き、平成16年度においても行うものとする。

② 融資基準単価の改定

国庫補助基準単価の改定等に合わせて機構の融資基準単価の改定を行う。

③ 一般有料老人ホームに係る融資率を70%から30%に引下げる。

④ 児童養護施設、身体障害者療護施設、養護老人ホームに係る大部屋解消整備事業に係る貸付における無利子貸付等の特例措置を廃止する。

(イ) 平成17年度以降における条件の改定等

① 小規模生活単位型特別養護老人ホームに係る融資率を90%から80%に引下げる。

② 老朽整備費等借入金償還一部償還免除を廃止する。

③ 一般有料老人ホームに係る貸付を廃止する。

④ 無利子貸付及び融資率の特例(80%)適用施設について検討し、見直しを行う。

ウ 機構融資と国庫補助協議との並行審査

創設法人が機構の融資を希望する場合には、機構の融資審査を、国庫補助協議のヒアリング及び法人設立認可の審査と並行して行い、相互の連携を図ることとしている。

平成15年度において、機構(社会福祉・医療事業団)への借入申込みに際し、基本的な法人要件の不備や不適切な資金計画により、融資審査に支障をきたし、結果的に国庫補助内示を保留せざるを得ない案件が見受けられたことから、国庫補助協議を行うにあたっては、慎重な法人審査を徹底し、資金計画の妥当性についても十分な審査を行うとともに、機構の申込みにあたっての事務指導の徹底を図られた

い。

また、既設法人についても、同様に、十分な審査が行われず、事業の実施に支障をきたすような申込みが見受けられるので、適切な指導をお願いしたい。

エ 都道府県市の意見書について

機構の融資にあたっては、当該施設・事業の地域における政策的な必要性を確認するため、各都道府県知事（市長）の意見書をいただいているところである。

しかしながら、意見書が交付されているにもかかわらず、上記ウのように基本的な法人要件や資金計画等の確認が十分になされていないような例が見受けられるため、機構において意見書における審査事項を明確化するよう様式の変更を予定しているので、ご協力をお願いしたい。

機構において、検討している記載内容は概ね次のとおりである。

- ① 地域における当該施設・事業の政策的な必要があるかどうか（地域における事業の目標量等の計画等に適合しているか）。
- ② 事業計画、資金計画、法人等の経営状況、各事業の運営状況等が適切なものであるか。
- ③ 創設法人については、法令、法人要件等を満たしているか。

また、意見書の交付後においても、当該施設・事業にかかる事業計画の変更等貸付条件に変更を生じる事情があった場合には、意見書の再交付等適切な処置をお願いしたい。

オ 貸付契約及び資金交付に係る留意事項

貸付契約については、法人の準備すべき自己資金や担保等が確認された後に行うこととなっているが、当初予定されていた贈与、寄付、市町村の債務負担等が履行されないために、貸付契約ができない案件が見受けられたことから、指導の徹底をお願いしたい。

また、事業完成後において行う最終の資金交付については、原則として補助金額が確定される必要があるが、補助金額の確定がなされないため、法人に資金が必要な時期に資金交付できない案件が見受けられることから、速やかな確定を合わせてお願いしたい。

カ 借入申込みにおける資金計画にかかる変更点等

機構においては、平成16年度から以下のおおりの変更を予定しているところであるので、意見書の交付における審査等において留意されるとともに、所管法人等への周知をお願いしたい。

(ア) 介護保険移行時特別積立金及び介護保険移行時特別積立預金の取扱い

介護保険移行時特別積立金及び介護保険移行時特別積立預金（以下、「積立金」という。）については、「平成16年度社会福祉施設等施設整備費（老健局所管分）の国庫負担（補助）にかかる協議について」（平成16年1月13日厚生労働省老健局計画課長通知）における国庫補助の取扱いと同様、借入申込みにおける資金計画においては、平成15年度決算時の積立金の全額を自己資金に充当するものとして取扱う。

また、積立金以外にも、多額の保有現預金を有している場合には、借入申込額の見直しを求める場合があること。

(イ) 設備整備費補助金の取扱い

国の設備整備費補助金について、施設整備費補助金と別途協議されるものについては、その額を見込んで資金計画を計上すること。

なお、内示前に借入申込みを行う場合は、補助金相当額の別途資金を準備すること。

(ウ) 17年度への継続事業の取扱い

17年度にまたがる継続事業として国庫補助協議を行う場合は、17年度分の補助については、17年度の国庫補助基準単価を適用することとされたため、借入申込時の資金計画とは別に自己資金をお願いすることを予定しているため、継続事業に係る借入申込みについては、事前に法人等から機構に相談すること。

(エ) 都道府県市の単独補助の取扱い

都道府県市の単独補助については、すべて基準事業費から控除をすること。

(オ) その他留意事項

介護保険、支援費対象事業など事業費の概算払いのない事業については、事業開始から介護報酬等の支払いまでに必要な経営資金を確実に把握し、資金計画に計上すること。

キ 借入申込先の変更

国の社会福祉施設等施設整備関係執行事務の地方厚生局移管に伴い、機構においても地方厚生局の所管地域に合わせて下記のとおり担当を変更するので、御了知いただくとともに、所管法人等への周知をよろしくお願いしたい。

地 域	旧担当	新担当
三重県	大 阪 支 店	→ 本 部 (東 京)
福井県	本 部 (東 京)	→ 大 阪 支 店

なお、並行審査案件については、15年度中に借入申込みを行う場合にも同様の取扱いとする。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

ア 平成16年度予算(案)における給付予定額

(ア) 給付予定人員 55,718人

(イ) 給付総額 624億5,000万円

(ウ) 単位掛金額及び単位金額について

共済契約者が支払う掛金額である16年度単位掛金額については、近年の給付人数の増による準備金の減少等により、引上げが見込まれる。

また、都道府県補助金の算定基礎となる平成16年度単位金額については、平成15年度不足額(国の平成15年度補正予算相当額)が上乗せされるため、増加が見込まれるので留意されたい。

イ 平成15年度における状況について

(ア) 都道府県補助金の早期交付について

平成15年度においては、退職手当金の支給時期の大幅な遅れが出たが、補助金の交付が遅い都道府県があることが一因となっている。本制度の円滑な実施のため、平成15年度分に係る補助金未交付の府県におかれては、速やかに交付されたい。

また、平成16年度以降においても特段のご配慮をお願いしたい。

(イ) 平成15年度補正予算について

平成15年度において、社会福祉施設等に従事する職員の退職が当初見込みと比べて増加し、給付費が不足したため、国庫補助分の不足について、平成15年度補正予算により対応するものである。

① 給付予定人員 51,095人 → 59,956人

② 給付総額 588億5,000万円 → 739億5,000万円

ウ 特殊法人等整理合理化計画に基づく制度見直し

本事業については、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、「平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、助成の在り方を見直す。」こととされており、現在その検討を行っている。

(3) 福祉経営診断・指導事業

機構においては、福祉経営診断・指導事業として、社会福祉施設の開設・整備を計画している者等を対象に、経営セミナーを実施しているところである。

平成16年度についても、講義内容のより一層の充実に努めることとしているので、本事業の積極的な活用について、管内社会福祉法人等に対する周知方、特段のご配慮をお願いしたい。(別添参考資料参照)